【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第30号）

１　市町村が処理している土地区画整理法の事務の範囲を改めることとした。

２　高圧ガス保安法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

３　この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、２については、令和８年12月21日から施行することとした。

● **徳島県地域未来基金条例**（条例第31号）

１　大規模な投資を呼び込み、県内において産業クラスターを戦略的に形成する事業並びに多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業及び地域経済の持続的な成長を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

２　基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

３　基金は、１の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

４　基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

５　この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例**（条例第32号）

１　災害対策基本法の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業については、徳島県環境影響評価条例の規定を適用しないこととした。

２　この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例**（条例第33号）

１　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）における満３歳以上の学級の編制基準を改めることとした。

２　認定こども園に配置しなければならない保育士の資格を有する者について、１人に限って、理学療法士等であり、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をもって代えることができることとした。

３　満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の配置基準に係る経過措置について、その終期を設定することとした。

４　その他所要の改正を行うこととした。

５　この条例は、公布の日（一部については、令和８年12月25日）から施行することとした。

６　１について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **児童福祉法施行条例の一部を改正する条例**（条例第34号）

１　一時保護委託者の登録に関する基準を定めることとした。

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第35号）

１　知事は、特別の理由があると認めるときは、徳島県職業能力開発校の入校料（以下「入校料」という。）の全部又は一部を免除することができることとした。

２　知事は、特別の理由があると認めるときは、既納の入校料の全部又は一部を還付することができることとした。
３　この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

● **県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第36号）

１　県営土地改良事業の分担金の督促手数料について、郵便法第67条第２項第３号に規定する定形郵便物の料金の額に相当する額とすることとした。
２　この条例は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **特定都市河川浸水被害対策法施行条例**（条例第37号）

１　雨水浸透阻害行為の許可を受けた者が、当該許可に係る工事に関し知事に行う届出等について定めることとした。
２　特定都市河川浸水被害対策法において条例で定めることとされている雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めることとした。
３　その他所要の規定を設けることとした。
４　この条例は、公布の日から施行することとした。

● **児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**（規則第59号）

１　一時保護委託者の登録の申請等の様式を定めることとした。
２　登録一時保護委託者登録簿の様式を定めることとした。
３　その他所要の整備を行うこととした。
４　この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則**（規則第60号）

１　徳島県職業能力開発校の入校料（以下「入校料」という。）の納付時期を改めることとした。
２　入校料の免除及び還付の申請の手続を定めることとした。
３　その他所要の改正を行うこととした。
４　この規則は、令和９年４月１日から施行することとした。

● **特定都市河川浸水被害対策法施行細則**（規則第61号）

１　雨水浸透阻害行為に関する工事に係る申請書等の様式及び添付図書について定めることとした。
２　雨水浸透阻害行為に関する工事に係る検査済証の交付の手続について定めることとした。
３　雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の様式を定めることとした。
４　雨水浸透阻害行為の検査等に従事する者の身分証明書の様式を定めることとした。
５　その他所要の規定を設けることとした。
６　この規則は、公布の日から施行することとした。